

会 議 録

和光市公平委員会

招集日時	令和元年8月8日(木) 午前9時			開催場所 監査室	
宣 言	開会	時 間	午前8時50分	職・氏名	委員長 山崎 宏征
	閉会	時 間	午前9時10分	職・氏名	委員長 山崎 宏征
参 与 者	委員長	山崎 宏征		委 員	山下 麻子、樫沢 利博
出席書記	鈴木 均、丸山 洋司、山口 綾乃			会議録作成者	山口 綾乃
備 考					
発 言 者	議 事				
山崎委員長	<p>ただいまから、公平委員会を開催します。</p> <p>本日の議題は、2件です。</p> <p>早速ですが、議案第2号「委員長の職務代理の指定について」を議題といたします。</p> <p>地方公務員法 第10条第3項には、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員が、その職務を代理する。」とあります。</p> <p>委員長代理は、山下委員さんをお願いしてよろしいですか。</p>				
山下委員	はい。				
山崎委員長	<p>それでは、委員長代理に山下委員をお願いすることで決定させていただいてよろしいでしょうか。</p>				
両 委 員	異議なし。				
山崎委員長	<p>次に議案第3号「職員団体の登録事項の変更について」を議題といたします。</p> <p>局長から説明をお願いします。</p>				
鈴木局長	<p>「議案第3号職員団体の登録事項の変更について」ご説明いたします。</p> <p>この職員団体の登録事項の変更届につきましては、地方公務員法第53条及び職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき提出されたものでございます。</p>				

職員団体では、任期満了に伴う役員選挙を本年6月10日に公示し、役員選挙を6月25・26日に行った結果、役員の一部に変更が生じたため、役員選挙証明書、代表者資格証明書、組織に関する証明書を提出して公平委員会の承認を求めているものでございます。

今般の役員の変更等についてでございますが、執行委員長、書記長、書記次長、執行委員に変更がありました。

なお、執行委員と特別執行委員は合わせて14名おりますが、この内特別執行委員として4名が埼玉県本部等から指導と援助を職務として就任しております。

この特別執行委員については、組合費を納入している通常の組合員以外から選任し、組合員としての権利、義務のない組合員として位置づけ、必要な指導、援助を仰ぐことを目的として設置しております。

山崎委員長 議案第3号の説明が終わりました。何かご質問はありますか。

山崎委員長 投票者数が多いですが、何か変化があったのですか。

山口主査 特にないと思います。組合選挙は必ず投票するものという選挙意識の高さがありますので、投票率が高いのだと思われま。

樫沢委員 新座市から来ている組合員がいるが、和光も他団体へ行っているのですか。

丸山主幹 今の組合は経験値の低い若い職員が多いので、他団体へ指導的立場として出向くことはないと思われま。

山崎委員長 職員数は現在どのくらいですか。

丸山主幹 400ちょっとです。

山崎委員長 それでは議案第3号「職員団体の登録事項の変更について」を承認することとしてよろしいでしょうか。

両委員 異議なし。

山崎委員長	<p>それでは、議案第3号「職員団体の登録事項の変更について」は原案のとおり決することといたします。</p> <p>次に、報告事項について局長から説明をお願いします。</p>
鈴木局長	<p>「和光市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、和光市の人事行政の運営状況が公表されておりますので、参考に現在公表されております平成29年度における資料をお配りしております。</p> <p>資料の一番最後の18ページには、</p> <p>11 勤務条件に関する措置の要求の状況</p> <p>12 利益処分に関する不服申し立ての状況</p> <p>が、掲載されており、「和光市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、公平委員会は、前年度における業務の状況を市長へ報告する義務があります。</p> <p>この資料の次の年度にあたります、平成30年度中におきましては、不利益処分に関する審査請求について1件の申出がございましたので、その旨を委員長決裁により市長へ報告しております。その他公平委員会への申出はございませんでした。</p> <p>平成30年度の和光市の人事行政の運営状況につきましては、今後、和光市（職員課）から公表される予定です。</p> <p>次に、令和元年6月25日付で職員に対する職務上の指導がございましたのでご報告致します。</p> <p>指導理由と致しましては、下水道事業において平成30年6月に賞与分の源泉所得税の納付漏れがあったことが決算により判明し、納期限を超過したことによる不納付加算税及び延滞税として合計40,900円を支払うことになったこととございます。</p> <p>このことにつきまして、前上下水道部長、上下水道部次長兼企業経営課課長、上下水道部企業経営課課長補佐兼庶務担当統括主査に対し、口頭による厳重注意を行ったとのこととございます。</p> <p>全職員に対し、今後は厳正な事務執行を徹底するよう訓示を行っております。</p> <p>最後に、令和元年6月27日付及び7月24日付で職員の人事異動がございました。お手元の資料の通りですので、後程ご確認ください。</p>

山崎委員長	ただいま、局長から説明がありましたが、何かご意見はございますか。
山崎委員長	職務上の指導について、この金額を誰が誰に支払うのですか。
鈴木局長	市が税務署へ支払います。
樫沢委員	この所得税分はキャッシュでもらっているということですか。
鈴木局長	給料から天引きされているので、キャッシュではありません。天引きされたものを支払い漏れていた、という内容です。
樫沢委員	職務上の指導なので、分限処分ではないということですか。
鈴木局長	その通りです。分限処分ではありません。
樫沢委員	指導該当者が多いですね。
鈴木局長	市が本来支払うべきものではないものを税金で支払うことになりますので、相応だと思えます。
山崎委員長	ほかになれば、これで質疑を終了します。 その他として事務局より連絡事項があります。
山口主査	10月11日(金)に全国公平委員会連合会関東支部の研究会(浦安市)が予定されておりますので、近くなりましたら、御連絡させていただきます。 なお、10月25日(金)全国公平委員会連合会通常総会(笹川記念会館)につきましては、参議院埼玉選挙区補欠選挙が27日(日)に決定しました関係で、欠席とさせていただきますのでご了承ください。
山崎委員長	ほかにありますか。
丸山主幹	公平委員会の開始時間についてご相談です。従来、議会開始時刻と同じ9時開始とていましたが、議会の開始時刻が9時半に変更されたことに伴い、公平委員会の開始時刻を9時半とすることも出来ますが、いかがいたしましょ

	うか。
山崎委員長	皆さんいかがですか。
山下委員	仕事の都合もありますので、従来通りの方が助かります。
山崎委員長	では従来通りということよろしいですか。
両委員	異議なし。
山崎委員長	では他になければ、本日の委員会を閉会します。 ご苦労様でした。